

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aに運転手として入社し、B工場で送迎業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日に出勤するため車で自宅を出た後、忘れ物に気付き、戻ろうとして後退ギアを入れたところ、車が4～5m暴走して自宅外壁に衝突して負傷した。

請求人は、負傷の翌日にC病院（現：C医療センター）に受診し「外傷性頸部症候群」と診断され、その後、D病院等で「頸椎捻挫、腰椎捻挫、頸部脊柱管狭窄症、頸髄損傷」等の傷病名により加療の結果、同年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、平成〇年〇月〇日付けで同等級に应ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、請求人に残存する障害は障害等級第11級に該当するとして、平成〇年〇月〇日付けでこの処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の決定を受けて、平成〇年〇月〇日付けで請求人に残存す

る障害を障害等級第11級に変更決定し、障害給付を追加支給する旨の処分をしたが、請求人はこの処分を不服として、審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、請求人の自訴や医証等より、せき柱の変形障害及び上下肢の神経障害であると認められる。

(2) 請求人は、受傷の翌日にC医療センターE医師に「外傷性頸部症候群」、平成〇年〇月〇日にはF整形外科にて「頸椎捻挫、腰椎捻挫」と診断されているが、その後の経過のなかで、同年〇月〇日からはD病院にてE医師に「頸髄損傷」と診断され、椎弓形成術(4椎弓)を受けている。

このことから、せき柱の変形障害としては、障害等級第11級の5(せき柱に変形を残すもの)に該当するものと判断する。

(3) 神経障害についてみると、請求代理人は、D病院E医師の「頸椎CT, 頸髄MRI: C4/5-C6/7レベルで頸椎脊柱管狭窄、頸髄損傷を認める。」との診断を引用して、上下肢に残存する神経障害は脊髄損傷に起因するものであると主張するが、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書及び同年〇月〇日付け鑑定書で、要旨、深部腱反射、バビンスキー反射が右側のみに出現し、左右の上下肢の深部腱反射は正常で、その他の病的反射がないことから、傷病名

を頸髄損傷と診断するには、神経学的所見に乏しい、として傷病名を「外傷性頸部症候群」と鑑定し、残存する症状は、「頸部から右上肢に神経症状を残すものに該当する。」と意見を述べている。

当審査会において、事故の状況の確認、請求人の愁訴、上記（２）に記載した傷病の経過、医証の確認を行い、X線、MRI、CT画像等の読影を行った結果、G医師の「無症状の頸部脊柱管狭窄に外傷が加わり、頸部脊柱管狭窄症の症状が発生したものとする。」との意見及び「せき髄損傷の診断は、神経学的診断、画像診断、電気生理学的診断などを総合して診断する。」との鑑定を妥当なものとする。よって、同障害の程度は、障害等級第14級の9（局部に神経症状を残すもの）に該当するものである。

（４）以上より、請求人には、障害等級第11級と障害等級第14級の障害が残存するが、併合の方法を用いても、障害等級第11級を超えるものではない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第11級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。